内閣官房令・府令・省令

内閣官房令、内閣府令、カジノ管理委員会規則、総務省令、法務省令、外務省令、財務省令、文部科学省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令、原子力規制委員会規則、防衛省令第二号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する関係法令を実施するため、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年八月二十三日

内閣総理大臣　菅　義偉
カジノ管理委員会委員長　北村　道夫
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
外務大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
原子力規制委員会委員長　更田　豊志
防衛大臣　岸　信夫

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
別表（第二条関係）	別表（第二条関係）
一～六十　（略）	一～六十　（略）
六十の二　財務省、厚生労働省及び農林水産省	（新設）
六十一～九十三　（略）	六十一～九十三　（略）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○文部科学省令第三十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十三日

文部科学大臣　萩生田光一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　［略］	第一章～第三章　［同上］
第四章　小学校	第四章　小学校
第一節～第三節　［略］	第一節～第三節　［同上］
第四節　職員（第六十四条―第六十五条の七）	第四節　職員（第六十四条―第六十五条の三）
第五節　［略］	第五節　［同上］
第五章～第十二章　［略］	第五章～第十二章　［同上］
附則	附則
第三章　幼稚園	**第三章**　幼稚園
第三十九条　第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条までの規定は、幼稚園に準用する。	**第三十九条**　第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条まで（第六十五条の二及び第六十五条の三を除く。）の規定は、幼稚園に準用する。
第四章　小学校	**第四章**　小学校
第四節　職員	**第四節**　職員
第六十五条　学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。	**第六十五条**　学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。
第六十五条の二　医療的ケア看護職員は、小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。	［条を加える。］